

## 公益財団法人瀬戸信用金庫地域振興協力基金助成要綱

### 1. 目的

公益財団法人瀬戸信用金庫地域振興協力基金は、地域社会の活性化のため、愛知県下において、地方公共団体並びに公共的団体が行う事業活動に要する経費の一部に、助成金を交付するものとし、その助成金の交付方法などについては、この要綱の定めるところによる。

### 2. 助成対象地域

助成対象地域は、定款第4条第2項に定める瀬戸市、尾張旭市、長久手市、春日井市、豊田市藤岡地区、豊田市小原地区とする。

### 3. 助成対象とする事業活動

助成の対象とする事業活動は、定款第4条1項から3項に定める地方公共団体又は公共的団体が行う地域の産業の振興発展に関する活動、社会福祉に関する活動、社会生活環境の整備に関する活動、社会文化に関する活動、その他地域社会の振興発展に関する諸活動で、次の要件を満たすものとする。

- 1) 助成対象事業活動は、一定期間の事業活動に限り、継続的なものでないこと
- 2) 事業活動が直接営利を目的としたものでないこと

### 4. 助成金の額

助成金の額は、事業活動の企画実施に要する経費(入場料金等事業収入がある場合は、その額を控除した額)のうち、地域の産業の振興発展活動、社会生活環境の整備活動に関する事業については、3分の1以内の額、社会福祉活動、社会文化活動に関する事業については、2分の1以内の額とする。

なお、上記にかかわらず、助成事業活動1件あたりの助成額の最高限度は200万円とする。

### 5. 助成金の申請

申請者は、申請書(別紙1号様式)に関係書類を添えて、助成を希望する事業を行う前年度の、4月1日よりその年11月末日までに、助成対象地域の担当窓口を通じ、当財団事務局を経由し、理事長に提出するものとする。

### 6. 助成金の交付決定

理事長は、助成金の交付の申請があった案件について評議員会に諮問するものとする。

評議員会は当該申請の事業計画書等、書類審査並びに調査等を行ない、内容を審査し、当該申請に係る助成金の諾否を審議するものとする。

また、理事長は、前記申請案件を当財団理事会に諮り、諾否を決定するものとする。

なお、助成金の交付額合計は予算の範囲内とする。

### 7. 事業活動の計画の変更

申請者は、申請後において助成事業活動の内容の変更をしようとする場合には、軽微のものを除いてあらかじめ事業活動の変更承認申請書(別紙2号様式)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

### 8. 事業活動実績の報告

申請者は、助成事業活動が終了後、理事長にその結果を記載した実績報告書(別紙3号様式)に必要な書類等を添えて、報告しなければならない。

### 9. 助成金の交付の請求

助成金の交付は、原則として精算払いとする。この場合において、申請者は実績報告書の提出とあわせて、助成金の交付請求書(別紙4号様式)を提出するとともに、助成金の交付後は速やかに助成金受領書(別紙5号様式)を提出する。

但し、理事長が必要と認めるときは、前金払又は概算払ができるものとする。この場合、助成金前払依頼書(別紙6号様式)に理由を付して提出するものとする。

### 10. 要綱の運用

この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用についての必要な事項は理事長が定める。